

(県民意見提出 (パブリック・コメント) 手続実施要領 (案))

「中小企業の振興に関する条例改正要綱(案)」について  
県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています。

兵庫県議会では、中小企業の振興に関する各般の施策を総合的に推進するとともに「地域創生」を実効あるものとし、地域経済の発展及び県民生活の向上を図るため、平成 27 年 10 月に議員提案により「中小企業の振興に関する条例」を制定しました。

しかしながら、近年大規模な災害が相次ぎ、地域経済を支える中小企業の事業継続を可能とする環境整備が必要となっていることから、同条例改正に向けて取り組んでいます。

このたび、改正要綱 (案) がまとまりましたので、以下のとおり県民の皆さんからご意見・ご提案を募集することとしました。多数のご応募をお待ちしております。

なお、ご意見などについては、「中小企業の振興に関する条例」を改正するに当たっての参考とさせていただきますとともに、提出いただいたご意見等の概要とこれに対する県議会の対応については、最終決定した「中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例」とともに発表させていただきます。

## 1 資料の閲覧方法

### (1) インターネット

兵庫県議会ホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/gikai/>) に掲載しています。

「「中小企業の振興に関する条例改正要綱 (案)」について県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています。」(ホームページ「[重要なお知らせ](#)」内) をクリックしてください。

(裏面もご覧ください。)

(県民意見提出 (パブリック・コメント) 手続実施要領 (案))

## (2) 郵送

送付をご希望の方は、宛先 (送付先) を記入し、84 円の郵便切手を貼った定形封筒を下記のご意見等の提出先まで送付してください。

※ 兵庫県議会事務局調査課においても閲覧可能です (閉庁日・時間を除く。)

## 2 ご意見・ご提案の提出

### (1) 受付期間

令和 年 月 日 ( ) から令和元年 12 年 3 日 (火) まで (必着)

(注) 始期は手続に付す要綱 (案) について政調会長会の合意が得られた日

### (2) 提出方法

ア 記載様式は自由です (よろしければ別添の様式をご利用ください。)

イ 提出いただいた意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただきます場合がありますので、住所 (所在地)、氏名 (団体名)、電話番号のご記入をお願いします。

ウ 下記の提出先まで、電子メール、FAX、郵送により送付してください。

なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

### (3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
兵庫県議会事務局調査課 (兵庫県庁第 3 号館 2 階)  
電話 : 078-362-3866 FAX : 078-362-9031  
E-mail : gikaichousaka@pref.hyogo.lg.jp



ひょうぎはかせ  
兵議博士

(県民意見提出 (パブリック・コメント) 手続実施要領 (案))

「中小企業の振興に関する条例改正要綱(案)」についてのご意見・ご提案

--

※1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても構いません。

住所 (所在地)	
氏名 (団体名)	電話番号

(送付先)

〒650-8567 神戸市中央区下山路通5-10-1 兵庫県議会事務局調査課

FAX : 078-362-9031

E-mail : [gikaichousaka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:gikaichousaka@pref.hyogo.lg.jp)